

第3回平取町議会定例会 (開会 午前 9時30分)

議長 只今より、平成23年第3回平取町議会定例会を開会します。直ちに、本日の会議を開きます。本日の出席議員は10名で、会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定によって、6番貝澤議員と7番山田議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、2月28日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会副委員長より報告願います。8番松澤議員。

8番
松沢議員 8番松澤です。本日招集されました、第3回町議会定例会の議会運営等につきましては、2月28日に開催されました、議会運営委員会において協議し、会期については、本日から11日までの9日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りします。只今、議会運営委員会副委員長より報告がありましたとおり、会期は本日3月3日から3月11日までの9日間とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、会期は本日3月3日から3月11日までの9日間と決定しました。

日程第3、議会報告を行います。

1月28日、議員全員協議会を開催し、認知症サポーター養成講座を受講しました。

2月8日、所管事務調査のため総務文教常任委員会を開催しました。

2月9日、所管事務調査のため産業厚生常任委員会を開催しました。

2月9日、びらとり温泉改修事業に係る協議のため、議員全員協議会を開催しました。

2月22日、日高町村議会議長会役員会及び臨時総会が、新ひだか町で開催され、議長が出席しました。

2月23日、日高の森づくりを広げる集いが、新ひだか町で開催され議長が出席しました。

2月28日、本定例会の運営等に関する協議のため、議会運営委員会を開催しました。

次に、郵送による陳情の一覧をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況監査の結果報告及び平成22年12月分と平成23年1月分の出納検査結果報告を提出しています。以上で、議会報告を終了します。

日程第4、議案第1号平取町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

それでは、議案第1号平取町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。2ページをお開き願います。条例第1条、趣旨でございますけれども、自治法の規定に基づきまして、平取町移動通信用鉄塔施設、携帯電話送受信基地局の鉄塔及び通信設備でございますが、以下、基地局施設とさせていただきます。の設置及び管理等に関し必要なことを定めることとしてございます。第2条、設置についてでございます。携帯電話サービスエリアを拡大することによりまして、地域間の情報格差の是正と町民生活の利便性を図るため、基地局施設を次のとおり設置することとします。設置局は、次の3局となっております。まず、1つ目は、芽生の基地局でございます。場所は芽生38番地の4。これは、旧芽生小学校のグラウンドの一角でございます。2局目は、平取ダム基地局でございます。場所は、芽生83番地の1。これは、平取ダムサイトの近くに設置してございます。3つ目が豊糠基地局。場所が、豊糠24番地3。これは、旧豊糠中学校のグラウンドの一角に設置してございます。第3条、施設の使用及び管理でございますが、町長は、基地局施設の設置目的を効果的に達成するため、電気通信事業者、今回はNTTドコモと、ソフトバンクモバイルの2社でございますが、これに、使用を許可し維持管理を委託出来るとしてございます。2項は、その使用許可、維持管理に委託する場合の経費、必要事項については、契約で定めるとしてございます。第4条、損害賠償でございますが、基地局を故意または、過失により損壊させた者は、当該施設の原状回復に要した経費を賠償することとしてございます。第5条、免責事項でございますが、天災、事変、その他、町の責めに帰することのできない事由でのサービス提供の停止等があっても、その損害については賠償しないこととする規定でございます。第6条、委任でございます。この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるとしてございます。施行期日は、公布の日から施行するというようにしてございます。以上、平取町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例について、ご説明いたしましたので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、議案第1号平取町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第2号平取町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長

まちづくり
課長

議案第2号平取町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。4ページをお開き願います。第1条、趣旨でございますが、自治法の規定に基づきまして、平取町情報通信基盤施設、光ファイバー網の回線施設でございます。以下、平取町光ネットワークとさせていただきます。設置及び管理等に必要なことを定めるとしてございます。第2条の設置についてでございますが、地域間の情報格差の是正を図るためにブロードバンドサービスの提供や携帯電話サービスのエリア拡大及びテレビの難視聴地域の解消等を図ることを目的に設置すると規定してございます。第3条、名称及び位置等でございますが、光ネットワークの構成、名称、位置等を規定してございます。1つ目、センター設備でございますが、受信アンテナ設備、センター局舎、その他の付属機械、再送信設備等をいまして、場所は、役場の本庁舎内としてございます。次に、サブセンター設備でございますが、サブセンターの局舎、その付属機械、再送信設備等をいまして、振内、貫気別両支所に設置することとしてございます。3つ目は、開放用局舎施設。これは、民間電気通信事業者用の開放用局舎でございます。通称ITボックスと称しますけれども、場所といたしましては、振内鉄道記念館付近と貫気別の郵便局付近に設置されてございます。4つ目が、無線共聴用送信設備。これは、支柱及びアンテナ設備と、これは、ギャップファイラーを言いますけれども、地デジ対応の再送信設備でございますが、位置につきましては、7ページの表に記されてあるとおりでございます。二風谷地区が2箇所、荷負本村地区が1箇所、貫気別地区が4箇所ということになってございます。次に、伝送施設でございますが、センター設備及びサブセンター設備から柱上函機間までの送信上必要な設備等を言います。次に、引込設備とは、柱上分岐函と各戸等の屋外光キャビネット等の間の配線設備を言います。7番、端末設備でございますが、光変換器及び各戸等の屋外光キャビネットと光変換器間、宅内配線のことを指しています。第4条、事業の内容でございますが、この平取町光ネットワークで行う事業について、規定してございます。その一つは、ブロードバンドサービスの提供のための、電気通信事業者に対する通信施設の一部貸出。次に、携帯電話サービスエリア拡大のための伝送路の一部貸出。3つ目に、地上デジタルテレビ放送の難視聴世帯等への同時再送信。4つ目に、その他町長が必要と認める情報の伝達等としてございます。第5条の事業区域は、町内全域としてございます。第6条、管理運営でございますが、当該設備等の管理運営は町長が行うことといたしまして、必要と認める時は、一部を委託できるということとしてござい

ます。第7条、加入申込でございます。事業のうち地上デジタル放送の同時再送信に加入する方の、加入申込申請、承認について規定してございます。第8条、端末設備の設置です。前条で、承認を受けた方、CATV加入者と申しますが、に1世帯、1個として、端末設備を無償貸与し設置することとしてございます。第9条、移転です。CATVの加入者の端末設備の移転時の届けについて定めてございます。第10条、脱退、中止についてでございます。加入者の転出や転居により利用しなくなった場合の申出書の提出。それから、設備の返還について規定してございます。第11条、利用料でございますが、設備の伝送路を使用し、各サービスの提供をする通信事業者及びCATV加入者は利用料を納付することを定めてございます。2項では、ブロードバンドサービス提供のための通信事業者、今回はNTTさんになりますけれども、それに貸し出す場合の料金は、1加入につきまして1ヶ月、735円。現在、事前申し込みで500戸程度きておりますが、その利用料としては、約440万円程度になろうかと考えております。3項では、携帯電話サービスエリア拡大への通信事業者、先ほどの条例にもありましたが、ドコモとソフトバンクモバイルの2社でございますが、これに伝送路を貸し出す料金を移動通信基地局1局につきまして、月額735円と規定しております。4項は、CATV加入者はケーブルテレビ利用料として、3年間に限り年額1万円を納付することとしておりまして、ただし町営住宅等の入居者、これは退居等も予想されるというようなこともございまして、1年に限り1万円の利用料とすることを定めてございます。5項、4項の年額利用料の算定に当たっては、各年度における利用期間が6ヶ月未満の場合は、年額の2分の1を納付していただきまして、月割計算はしないこととしてございます。第12条は、減免でございまして、町長は特別な事情があると認めた時は、CATV利用料を減免することができるとしております。第13条、加入者負担でございますが、CATV加入者の都合により端末設備の移転等を行う場合の費用負担は加入者であることを規定しております。また、町長が特に必要があると認めた特に条外規定も定めてございます。第14条、保全の義務です。加入者の端末設備についての善良な管理の義務規定と、2項では、異常を発見した時の届け出を義務付けております。第15条、立ち入り検査でございますが、町長は、指定する職員、または専門技術者等に加入者の建物に立ち入り、点検、利用の停止、加入取消しのための手続きをさせることができるとしてございます。第16条、利用の停止及び加入の取消しでございます。条例に違反した場合。それから故意に破損した場合。利用料を1年にわたり、正当な理由なく納入しない場合。その他、事業遂行に支障のある行為等、恐れのある場合、ケーブルテレビの使用停止、加入を取消すということの規定でございます。17条は、損害賠償でございまして、ネットワークを故意、または過失により破損させた者に対して、原状回復に要した経費を賠償しなければならないと規定しております。第18条、免責事項です。天災、事変、その他、町の責めに帰することのできない事由でのサービス提供の停止があっ

ても、その損害については、賠償しないことの規定です。第19条、委任でございまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるとしてございます。あと、附則の準備行為としてでございますが、加入に関わる手続き、その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしてございます。以上、平取町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例についてご説明申し上げましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第2号平取町情報通信基盤設備の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第3号平取町生活雑排水処理施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、議案第3号平取町雑排水処理施設設置条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げたいと思います。平取町雑排水処理施設設置条例の一部を、次のように改正するものでございます。改正理由であります。平取町行財政改革に基づきまして、健全な財政運営を図るべく受益と負担の適正化の観点に立ち使用料、手数料等につきましては、概ね3年毎に見直しを行ってきております。生活雑排水処理施設使用料につきましては、平成20年に改正が行われ、その後平取町行財政改革本部会議及び平取町行財政審議会において見直しが検討され改正案を本議会に提案するものでございます。それでは、改正内容について、ご説明申し上げますので、11ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。改正条文の説明の前に、改正内容の概要をご説明させていただきますが、雑排水処理施設使用料につきましては、現在使用水量に関係なく定額制、月額1100円となっております。今回の改正によりまして、一般家庭における雑排水使用水量につきましては、水道水の使用水量を基本として、基本料金を700円と定め、排水量料金につきましては、1トン当たり100円とし、基本料と排水料金を合わせた合計金額の上限を1200円とするものでございます。従いまして、1か月の水道使用が4トンまでの人は、雑排水使用料の負担が、水道の使用水量に応じ軽減され、月の水道使用料が5トン

以上の方は、月額100円の値上げとなります。営業と量水器の設置されていない地区水道、自家給水世帯の人につきましては、従来と同じ定額料金となっております。それでは、ご説明申し上げます。右欄、現行の第5条、前文を左欄の改正後、第5条、第1項とするものでありまして、これは現行の定額制を一部定額従量制にすることの改正文でありまして、詳細につきましては、後ほど別表にてご説明を申し上げたいというふうに思います。左欄、改正後、第5条の2項及び3項については、追加するものでございます。2項、使用者が排除した排水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。(1)平取町簡易水道、以下水道水という、を使用した場合は、平取町給水条例、平成10年条例第11号の規定により算定した水道の使用水量とする。これにつきましては、水道の量水器を設置している所については、水道の使用量を雑排水の使用水量とみなすことを定めたものでございます。(2)平取町簡易水道以外の水、以下水道水以外という、を使用した場合は、別表に定める基準により町長が認定する使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。これにつきましては、町の簡易水道以外の水道、地区水道とか自家給水のことではありますが、量水器が設置されていないため、定額とすることを定めたものでございます。(3)水道水及び水道水以外の水を併用した場合は、別表に定める基準より町長が認定する使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。これにつきましては、町の簡易水道と簡易水道以外の水道、地区水道とか自家給水ではありますが、それを併用している場合は、定額とすることを定めたものでございます。3項、月の途中において雑排水処理施設の使用を開始し、若しくは休止し、または廃止した時の額は、次のとおりとする。(1)使用日数が14日以下の場合の基本料金は、別表に定める基本料金の2分の1とする。(2)使用日数が15日以上の場合の基本料金は、1月とみなす。これにつきましては、月の中途での使用開始や休止をした場合の日数に応じた、基本料の負担金を定めたものでございます。現行欄、下段の第7条、1項につきましては、文言を平取町簡易水道設置条例に合わせ、改正後の欄、第7条、1項及び2項に整理したものでございます。現行欄、第7条、2項につきましては、改正後欄、第5条、第3項において、文言を整理し、表記したものでございます。では、12ページをお開き願いたいと思います。改正後欄の一番左に書いてありますとおり、第5条関係として、生活雑排水処理施設使用料金表として、別表を加えようとするものでございます。それでは、別表についてご説明申し上げますので、10ページをお開き願います。先ほど、説明いたしました、第5条の改正条文内容を表にしたものでございます。種別欄の上段、従量制(平取町簡易水道)と書いてございますが、これは、量水器が設置してある世帯のことでありまして、一般用につきましては、基本料金1戸当り700円。排水量料金につきましては、1^m、1トンにつき100円となります。摘要欄に書いてありますが、排水量5トン以上の排水量料金は500円とするということですが、これは上限を1200円と定めるということとございます。具体的に言いますと、水道使用量が1月、1トン

しか使わない人は、基本料金700円に100円を足して、800円の負担となります。2トンであれば、700円プラス200円で、900円、そういうふうに加算されていきまして、4トンになりますと700円プラス400円で、1100円、今の平成22年度までの、負担金月額1100円とかわりまございません。5トンになりますと、700円プラス500円になりますから、1200円ということで、100円上がります。ですから、水道使用量月額5トン以上の家庭につきましては、全世帯月額100円料金が上がるという形になります。営業用等につきましては、単価を1100円から100円アップし1200円としたもので、従来と算定方法は変わりません。種別欄の下段、地区水道等と書いてありますが、これは、量水器のないところでございます。一般家庭用につきましては、世帯員が1人、4月1日現在でいきますがにつきましては、基本料金700円、排水料金につきましては、1トンと定めまして、100円、合わせますと合計800円となります。世帯員が2人以上につきましては、基本料金700円、排水水量は5トンと定め料金的には500円、そうしますと700円と500円足しますので、合計1200円というふうになります。水道水と併用使用の場合は、月額1200円となります。営業用等につきましては、1戸当たり基本料700円、排水料金5トンで500円、合計1200円となります。以上で、別表の説明を終りますが、改正本文の9ページにお戻りいただきたいと思えます。平取町雑排水処理施設設置条例の一部を改正する条例。平取町生活雑排水施設設置条例の一部を次のように改正しようとするものでありますが、改正内容につきましては、新旧対照条文表のとおりですので、省略させていただきます。附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。2として、平成23年4月分の生活雑排水処理施設使用料については、従前の例によることとするものでございます。以上で、説明を終らせていただきますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第3号平取町生活雑排水処理施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第4号平取町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議

題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

13ページ、議案第4号平取町特別会計条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。15ページの新旧対照表でご説明申し上げます。右側、現行の欄の第1条、第2号から平取町老人保健特別会計、老人保健事業を削りまして、それ以降を繰り上げるといった内容の改正でございます。これは、平成20年度から、後期高齢者医療制度が創設されたことによりまして、平成22年度で、老人保健特別会計での過誤調整処理などの精算事務を完了することに伴う特別会計の廃止となっております。附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第4号平取町特別会計条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第5号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第5号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約に関わります提案理由及び変更内容について、ご説明を申し上げます。提案理由といたしましては、本組合への新たな加入団体が生じたことにより、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合組織団体議会における議決を求めるものであります。変更する規約内容についてご説明いたしますので、17ページをご覧ください。本組合理約の一部を次のように変更するものであります。別表第1において、広域紋別病院企業団を加えるものであります。別表第1においては、組合を組織する地方公共団体について定めているものであります。附則といたしまして、この規約については、総務大臣の許可の日から施行するものであります。以上、議案第5号について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議願います。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第5号北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決しました。日程第9、議案第6号北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第6号北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約に関わりません、提案理由及び変更内容について、ご説明を申し上げます。提案理由といたしましては、議案第5号同様、本組合への新たな加入団体が生じたことにより、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合組織団体議会におけます、議会議決を求めるものであります。変更する規約内容について、ご説明いたしますので、19ページをご覧ください。本組合同規約の一部を次のように変更するものであります。別表第1中において、新たに広域紋別病院企業を加えるものであります。別表第1については、組合を組織する公共団体について、定めており、先ず、オホーツク総合振興局内における加入団体数の変更といたしまして、カッコ書きとなります。23を24とし、網走地区消防組合の次に、広域紋別病院企業団を加えるものであります。次に、別表第2第9項での変更であります。本項においては、共同処理する事務といたしまして、非常勤の職員の公務上の災害等における補償事務となっております。この事務について、共同処理する団体として、北見地区消防組合の次に、新たに広域紋別病院企業団を加えるものであります。附則といたしまして、この規約については、総務大臣の許可する日から施行するものであります。以上、議案第6号について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議願います。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第6号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第7号平成22年度平取町一般会計補正予算、第9号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

それでは、20ページでございます。議案第7号平成22年度平取町一般会計補正予算、第9号についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3957万1千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を56億9264万円とするものでございます。第2項においては、歳入歳出予算の補正における款項の区分並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることとしてございます。第2条、繰越明許費については、第2表、繰越明許費によることとしてございます。第3条、地方債の補正は、第3表、地方債補正によることとしております。第4条、一時借入金の補正でございますが、これは、光ファイバー網整備事業に係るICT事業交付金等の国からの繰越事業等の補助金の交付時期が予定していた時期より遅れるということに関連いたしまして、年度末の資金繰り対応するための一時借入金の最高限度額を5億円追加いたしまして、15億円とさせていただくものでございます。それでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、31ページをお開き願いたいと存じます。2款1項9目企画費、11節需用費、修繕料31万5千円の追加でございます。これは、町内の国道等に沿線に設置されております、公共施設等の案内看板のうち、紫雲古津生活館付近に設置されている看板が、本年4月末ごろから破損、落下している状況となっておりまして、大型車両による破損と見ておりますけれども、加害者も特定できず、修繕が必要となっていることからその修繕料として、計上させていただいてるものでございます。19節負担金補助及び交付金でございますが、23年7月に地上デジタル放送への完全移行に伴いまして、現在、共聴受信で視聴可能な、テレビ北海道Tvhのチャンネルが、視聴できなくなる振内の中継局の整備に掛かる費用の追加でございます。事業主体は、株式会社テレビ北海道でございまして、総事業費といたしましては、3675万円そのうち1930万円を、平取町が負担するものとしております。これについては、過疎債の充当を予定しております。早期にデジタル移行を図るために、前倒しにて22年度中での補正をするものでございます。これは、総合計画の前倒しとなっております。次に、3款1項2目老人福祉費、28節繰出金、274万7千円の追加でございます。内容は、介護保険特別会計への繰出金となっております。居宅介護、施設介護サービスの受給者の増加によりまして、給付費の不足分、一般会計繰出金の追加となっております。介護給付費、決算見込み3億4147万1千円の12.5%の4268万4千円に対しまして、既定予算の3993万7千円の不足する分、274万7千円

を追加するものでございます。32ページでございますが、3款2項2目児童措置費、13節委託料、711万9千円の追加でございます。これは、常設保育所運営費委託料の追加となっておりまして、保育児童数の増加、当初は120名でございましたが、これが123名に見込まれると、及び保育単価の高い低年齢児童の増加による追加補正となっております。次に、4款2項2目小規模給水施設管理費、25節積立金、35万5千円の追加補正でございます。これは、川向営農用水施設の収支の決算見込みに余剰が生じたということから、当初予定しておりました積立金54万8千円に、35万5千円を追加いたしまして、今年度維持管理費の経費に充てる、基金に積み立てるものでございます。次のページをお開き下さい。5款1項2目農業振興費、11節の修繕料、120万円の追加でございます。これは、親水公園の排水路等の修繕料となっております。これは、事前に説明をさせていただいております、国の補正予算に伴う、地域活性化交付金、きめ細かな交付金を充当して、繰越事業とさせていただくものでございます。次に、7款2項1目道路維持費、1023万9千円の追加です。内容は、11節需用費、修繕料880万円。これは、町道苧菜福満線等の路肩清掃4500m。それと、町道芽生すずらん線の簡易舗装、約200mにかかる修繕料となっております。15節工事請負費、143万9千円は、振内鉄道記念館公園線道路照明等の2基を設置する内容となっております。この事業も国の補正に伴います、きめ細かな交付金事業を充当いたしまして、繰越事業とさせていただくものです。次のページでございますが、7款2項2目道路新設改良費、15節工事請負費、587万円。川向牧野線の法面改良工事の追加でございます。これは、補強土壁10mの補修をする内容となっております。これも、きめ細かな交付金で繰越事業とさせていただくものです。次に、9款2項1目小学校学校管理費、1節報酬の13万1千円の追加でございます。これは、平取小学校の業務補助員の退職に伴う一時金の追加補正となっております。次のページをお開き下さい。9款2項3目学校建設費、15節工事請負費、3050万円の追加でございます。これは、貫気別小学校校舎、屋体の外壁、屋根の補修を行う内容となっております。これは、総合計画の前倒しという形になってございまして、きめ細かな交付金を充当し、繰越事業とさせていただくものです。次に、9款4項2目公民館費、2440万円の追加補正でございます。これは、中央公民館の老朽化に伴いまして、給配水管取替え、渡り廊下の改修、玄関ひさしの改修、それから、階段昇降機の取り付けに掛かる設計委託料の90万円と、工事請負費2350万円となっております。これも、総合計画の前倒し事業という形で、きめ細かな交付金を充当して、実施するものです。次に、9款4項5目埋蔵文化財保護費、15節工事請負費、782万2千円の追加補正でございます。内容は、現在の埋蔵文化財の出土資料の収蔵施設の老朽化によりまして、新規施設の設置費用となっております。これも、総合計画の前倒し、国の補正きめ細かな交付金を充当する事業となっております。次に、9款6項1目の学校給食費、1

節の報酬、66万1千円の追加ですが、これは、給食調理員1名の退職に伴う退職報酬の追加となっております。次のページをお開き下さい。10款2項1目林業施設災害復旧費、15節工事請負費、789万8千円の追加です。これは、22年8月11日から12日の豪雨災害の災害復旧事業での、その他林道旭線1号の復旧工事、復旧延長42m、盛土工1051m³などを施工するものでございます。これは、繰越事業とさせていただきます。12款2項1目国民健康保険病院特別会計繰出金の1680万円の追加でございます。国の補正予算に伴うきめ細かな交付金を充当し、繰越事業とさせていただきますが、国保病院の暖房給湯ボイラーの改修、総合計画の前倒しでございますが、この1300万円と病室等での地デジ対応テレビの購入380万円の増に伴う一般会計からの繰出金の追加となっております。続きまして、12款3項1目平取町財政調整基金積立金、25節積立金、1億円の追加です。普通交付税の交付額等が当初予算を上回ったこと等に絡む決算見込み等の状況も鑑みまして、今後の財政の安定的運営のための財源として財政調整基金として、積立てる内容となっております。12款3項7目平取町ふるさと応援基金積立金、421万4千円の追加です。これは、ふるさと寄附金条例によりご寄付いただいた寄附金につき積み立てするものでございまして、本積み立てによる年度末の基金残高は、671万6千円になる見込みでございます。今後、条例に則りまして、充当事業等を検討するという事になっております。以上が、歳出でございます。次に、歳入をご説明いたしますので、26ページをお開き願いたいと思います。10款1項1目1節地方交付税、1億2745万8千円の追加です。財政調整基金積立金充当の1億円と、今回の補正にかかる繰越明許分を含む一般財源1億2710万3千円となっております。このカッコ書きの普通交付税の額ですけれども、訂正をお願いしたいと思いますが、1億2710万3千円となっておりますので、訂正させていただきます。続きまして、12款2項1目民生費負担金、児童福祉費負担金、418万5千円の追加でございます。これは、児童措置費委託料増加に伴う保育料の追加となっております。関係する歳入といたしまして、次のページの14款1項1目民生費国庫負担金の60万4千円、それから、26ページ、次のページの15款1項1目民生費道負担金、30万2千円の歳入も合せて充当財源として、追加補正するものでございます。次、27ページでございますが、14款2項1目総務費国庫補助金、6889万8千円の追加でございます。これは、国の補正に伴う地域活性化きめ細かな交付金として、先ほど説明いたしました、各事業に充当されるものでございます。次のページの下段でございますが、15款2項8目1節農林水産業施設災害復旧費補助金、532万円は、林道旭線1号の復旧工事に充当される道補助金となっております。次のページです。17款1項1目1節寄附金、421万4千円の追加でございます。これは、平取町ふるさと寄附金条例により、寄附される寄附金となっております。本年度の寄付者は、23名となっております。次に、19款1項1目1節繰越金、799万円の追

加です。今回の補正にかかる一般財源となっております。次に、30ページの20款4項1目雑入でございますが、これは、35万5千円の追加でございます。川向営農用水の施設の管理者負担金となっております。それから次に、21款1項4目総務債、起債でございます。これは、振内地上デジタルテレビ中継局整備事業に充当する起債、過疎債を予定してございます。21款1項5目3節の農林水産業施設災害復旧債、200万円でございますが、これは、林道旭線1号の復旧工事費に充当予定してございます。歳入の説明は、以上でございます。次に、繰越明許費を説明いたしますので、23ページをお開き願いたいと思います。第2表、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条の規定によりまして、繰越とさせていただきますのでございます。先ほど、歳出で説明したきめ細かな交付金事業にかかる各種事業と、既に追加補正となっております、2段目の共同作業所の改修事業、それから、下から6番目になりますけれども、平取小学校第2期校舎、屋体耐震補強大規模改造事業、それから下から2番目の林業災害現年発生災害復旧事業債を合せた13事業、1億9902万9千円となっております。これらの事業にかかる繰越一般財源の額は、3400万円となっております。最後に、第3表の地方債補正の説明させていただきます。災害復旧事業に、200万円。振内地上デジタルテレビ中継局整備事業で、1860万円、過疎債を予定しておりますけれども、これら合せて2060万円を追加いたしまして、補正後の限度額を合計で、6億1130万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還方法は、ご覧のとおりとなっております。以上、一般会計補正予算、第9号についてご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。11番桜井議員。

11番 桜井議員 32ページ、川向営農用水施設維持管理に関してであります。この質問の内容がこの場において適切かどうかというのは、議長の判断に委ねますが、もし適当でなければ、予算審議の方でしたいと思っておりますので、ご判断をお願いいたします。川向営農用水の施設についてであります。全体的に水量が不足しているということで、不便を感じているという話が、伝わっておりますが、発展計画の中にも見受けられないのであります。改善する予定等あれば、お聞かせ願いたいのであります。

議長 建設水道課長。

建設水道 課長 今のご質問でございますが、川向の営農用水施設の関係につきましては、今のところ水量が足りないという事は、お聞きした事は、実はございませんので、十分足りています。川向営農用水の施設整備で、水量的には全然今のところ問題はないです。施設整備的に、濁度、残留塩素濃度、そういう情報が今役場の

方に来るシステムには、なってませんので、今年の中山間整備事業の中で、その情報を役場に来るような形での申請はして、施設の整備は図っていく計画がございますが、水量的な事については、問題ないというふうに押えております。

議長 1 1 番桜井議員。

1 1 番 桜井議員 僕も、実際に見たわけではないですけれども、実際に使っている方々からそういう声を聞いたんですけど、それを何時の段階からやるという話ですか。何年度から。施設の調査を先にするということかな。

議長 建設水道課長。

建設水道 水量上には、全く問題ございません。施設の改修をするという事でございます。課長 取水施設の改修工事をするという事でございます。それを、中山間事業の中に取り入れてもらって補助を貰って施設の改修をしたいという事でございます。

議長 1 1 番桜井議員。

1 1 番 桜井議員 それでは、何年度からというのは、まるっきり予定にもはっていないということですか。

議長 建設水道課長。

建設水道 すいません。中山間事業で、2 3 年度、4 年度で計画予定で、2 5 年度から工課長 事が始まりますので、只、水道の施設は2 5 年からやるか、6 年からやるか、まだ、ちょっとその辺検討中でございます。

議長 もう1 問よろしいです。1 1 番桜井議員。

1 1 番 桜井議員 2 3 年度には、ノーザンファームが、参入するという事で、大量の馬と家族、従業員含めてかなりの人数が入るという事で、課長は水不足は全然心配ないと言うんですけど、実際には本当に大変で、下河辺牧場さんですか、上の方に入って聞いたんですけど、まるっきり水が、本当に皆で調整しながらでないと使えないという状況は聞いているので、まるっきり水不足が大丈夫だというような状況にはないと思うんですよね。それで、今企業誘致というのが進まない中で、折角こうい大きな企業が、入ってくるという事に対して、色んな事で受け入れ体制というのは、きちっとした方が言いと思いますので、町長もその辺どういふふうに考えているのか、折角かなりの人数の従業員も含めて、家族も含めて入ってくる予定と聞いておりますので、その辺の対応もしっかりしなきゃ、

むしろ歓待すべき、本当に大企業でありますので、その辺を含めてどういうふう
に考えているか、一つお聞かせ願いたいと思います。

議長 川上町長。

町長 それでは、お答え申し上げますが、この川向営農用水の施設については、独立
採算で、収支均衡を図って、余った分については、基金に積立て将来の改修工
事に備えるというようなことで、積立てをしているところでございます。これ
らの、組合がございまして、毎年1回は、こういう状況ということでの組合
の集まりがございまして、そういう中で情報をきちっと確認をしながら、今
後の対応を考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いた
いと思います。

議長 他、ございませんか。4番千葉議員。

4番 千葉議員 4番千葉。33ページの5款1項2目の需用費、親水公園の排水管の改修とい
う事でありまして、親水公園出来て何年経過したのか、これは、劣化によ
る改修なのか、排水の状態がよろしくないということでの改修なのか、その辺
の中身をちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。親水公園の排水について、噴水のところから地下の方に流
れている、地下ををって配水管がいつているんですけども、そこに亀裂が
入っているということで、ファイバースコープを使って検査した所そういう状
況が見受けられたという事で、今回の改修させていただく訳なんですけども、
原因については、これが例えば、凍結によるものなのか、また、劣化によるも
のなのかは、詳細は聞いておりませんが、そういうことで、なぜ亀裂が入
って、それを中から埋める工事をするという事でございます。

議長 他、ございませんか。質疑を、終了します。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、原案とお
り決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第7号平成22年度平取町一般会計
補正予算、第9号は、原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第8号平成22年度平取町国民健康保険特別会計補正予算、

第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

それでは、41ページをお開き下さい。議案第8号平取町国民健康保険特別会計補正予算、第3号についてご説明いたします。第1条におきまして、予算総額にそれぞれ1280万7千円を追加し、予算の総額をそれぞれ8億4753万5千円にしようとするものであります。それでは、歳出からご説明いたしますので、45ページをお開き下さい。3歳出、11款1項2目償還金で、23節の償還金利子及び割引料で、1280万7千円を追加補正しようとするものであります。補正の理由といたしまして、平成21年度国庫、道費にかかる交付金及び補助金の実績精査に伴いまして、償還が生じたため補正するものであります。国庫償還金につきましては、療養給付費負担金償還金、767万2千円、それと老人保健医療費拠出金負担金償還金で、454万9千円。出産育児一時金負担金償還金、12万円。特定健診審査・保健指導負担金償還金の46万6千円の2分の1、23万3千円が国庫に対する償還率でありまして、残りの23万3千円につきましては、道費の償還金となっております。なお、これらの、財源につきましては、繰越金で償還するものであります。続きまして、44ページをお開き下さい。2歳入、10款1項1目繰越金になります。1節の繰越金で、1280万7千円の追加補正をしようとするものでありますが、歳出でご説明のとおり繰越金により償還するものであります。以上で、平取町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げましたが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、原案とおりの決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第8号平成22年度平取町国民健康保険特別会計補正予算、第3号は、原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第9号平成22年度平取町介護保険特別会計補正予算、第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

それでは、46ページをお開きいただきしたいと思います。議案第9号平成22年度平取町介護保険特別会計補正予算、第2号につきまして、ご説明を申し挙げたいと思います。それでは、第1条に付きまして、歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出それぞれに2200万を追加し、歳入歳出それぞれ

れ3億6527万5千円としようとするものでございます。それでは、歳出からご説明申し上げますので、52ページをお開きいただきたいと思います。3歳出、2款1項1目居宅介護サービス給付費、19節負担金補助及び交付金、補正額につきましては、200万という事でございます。この内容につきましては、22年度の居宅の介護のサービス給付費に増額になりましたので、その不足額につきまして、今回補正をしようというものでございます。続きまして、2款1項2目施設介護サービス給付費、19節負担金補助及び交付金で2000万ということで、補正しようとするものでございます。これらにつきましても、施設介護の給付費の伸びに伴いまして、財源に不足が生じたので、それぞれ2000万を補正しようという内容でございます。歳入をご説明申し上げますので、49ページをお開きいただきたいと思います。2歳入、3款1項1目介護給付費国庫負担金でございますけれども、現年度分ということで、292万4千円。先程、説明申し上げました、居宅の部分、施設の部分という事で、それぞれ一定のルールに基づきまして、施設につきましては15%、そして、居宅につきましては20%というようなルール分をそれぞれ計算いたしまして、国庫負担金に292万4千円という収入を予定しているところでございます。下段の、3款2項1目調整交付金という事で、1節の調整交付金の90万という事で、これらにつきましても8.5%という一定のルール分を計上しながら90万の補正をしようとするものでございます。次の、50ページを見ていただきたいと思いますけれども、4款1項1目介護給付費交付金という事で、これは支払基金の交付金でございますけれども、1節の現年度分ということで、554万6千円ということで、先程の居宅施設という事で、ルール分につきましては、30%という事になってますので、その経費を計上しているところでございます。下段の、5款1項1目介護給付費道負担金でございますけれども、1節の現年度分ということで、392万4千円という事で、これらにつきましても、施設分17.5%、居宅分12.5%ということで、それぞれ道からの負担をルール分として、歳入として、予算計上しているところでございます。次の51ページをお開きいただきたいと思います。7款1項1目介護給付費繰入金、1節の介護給付費繰入金でございますけれども、274万7千円ということで、これは、平取町からのルール分ということで、21.5%という事の中で、それぞれ計上しているところでございます。下段の8款1項1目繰越金、1節繰越金でございますけれども、595万9千円という事で、それぞれのルール分に基づく、国、道、支払基金、町分の不足分につきましては、保険料にその繰越金に求めるような形という事で、ルール分の不足分につきましては、繰越金に財源を求めるという内容でございます。以上、ご提案内容についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議お願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。
(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、原案とおりに決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、議案第9号平成22年度平取町介護保険特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第10号平成22年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第4号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

それでは、53ページをお開き願いたいと思います。議案第10号平成22年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。第1条の総則ですが、平成22年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第4号は、次のように定めようとするものでございます。第2条、資本的収入及び支出ですけれども、平成22年度平取町国民健康保険病院特別会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。収入、第1款資本的収入、既定予定額642万2千円。補正予定額は、1680万円。計2322万2千円。第1項、一般会計負担金の補正予定額は、1680万円となっております。支出ですけれども、第1款、資本的支出、既定予定額642万2千円。補正予定額は、1680万円。計2322万2千円。第2項、建設改良費、既定予定額350万円。補正予定額は、1689万円。計2030万円となっております。54ページをお開き願います。平成22年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更となります。補正予定額は、記載のとおりでありますので、次のページからの説明書によりご説明いたしますので、省略させていただきます。それでは、55ページの方をご覧いただきたいと思います。資本的収入になりますが、1款1項1目一般会計負担金でございます。今回補正する、支出額に対する財源の全額1860万円を一般会計から繰入れすることとしております。今回の補正として行う事業は、地域活性化交付金のきめ細かな交付金事業を財源とする対象事業として、実施いたします。次に、資本的支出でございます。1款2項1目建設工事費でございます。1節建設工事費として1300万円を補正するものです。本院ボイラ改修工事を実施いたしますが、このボイラは、平成9年に設置したもので、耐用年数を迎えるため改修を行うものです。実施時期は、夏場の暖房の使用しない時期を予定しております。次に、2目の資産購入費でございます。1節一般備品購入費として、380万円を補正するものでございますが、7月の地上デジタル化に伴いまして、アナログ放送が終了するために、院内のテレビが視聴できなくなりますので、そのため病棟、院内のテレビの必要台数を購入するものであります。現在病棟は、外部の業者がテレビを設置しまして、料金を徴

収しておりますけれども、地デジテレビを設置した場合に、採算制の問題から現在のカード方式では、カードと言いますか、料金徴収方式では、出来ないとの回答を得ておりますので、当院で購入し患者様へ貸し付ける方法とっていくことにしております。院内のテレビも合せて購入するものでございまして、細かい数字ですけれども、この中に病室も含めて、それから院内、それから振内診療所分も含めておよそ50台程度計画しております。以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、原案とおりの決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、議案第10号平成22年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第4号は、原案のとおり可決しました。

日程第14、報告第1号、

日程第15、報告第2号、

日程第16、報告第3号、の陳情審査の結果報告についてを、一括して議題とします。委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、原案とおりの決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、報告第1号について、採決を行います。本件に対する委員長の報告は、採択です。委員長の報告とおりの採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、報告第1号陳情審査の結果報告については、報告とおりの採択と決定されました。

日程第15、報告第2号について、採決を行います。本件に対する委員長の報告は、採択です。委員長の報告とおりの採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第15、報告第2号陳情審査の結果報告については、報告とおりの採択と決定しました。

日程第16、報告第3号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は、採択です。委員長の報告とおりの採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、報告第3号陳情審査の結果報告については、報告とおりの採択と決定しました。

休憩します。

(休憩 午前10時48分)

(再開 午前11時00分)

議長 再開します。日程第17、平成23年度町政及び教育行政執行方針の説明に入ります。先ず、町政執行方針の説明を求めます。川上町長。

町長 平成23年度町政執行方針について説明した。

議長 休憩します。

(休憩 午後12時01分)

(再開 午後13時00分)

議長 再開します。休憩前に引き続き、次に、教育行政執行方針の説明を求めます。斉藤教育長。

教育長 平成23年度教育行政執行方針について説明した。

議長 平成23年度町政及び教育行政執行方針の説明を終了します。以上で、本日の日程は全部終了しましたので、これをもって散会します。ご苦労様です。

(散会 午後13時34分)